

平成 23 年 3 月 30 日

米連邦準備理事会（FRB）による「『主に金融業務に従事する』ことの定義および『重要な』ノンバンク・銀行持株会社の定義」に係る提案に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会は、国内で活動する 139 の国内銀行および 46 の外国銀行で構成される銀行の業界団体である。

全国銀行協会として、米連邦準備制度理事会（FRB）から本年 2 月 8 日に公表された、「『主に金融業務に従事する』ことの定義および『重要な』ノンバンク・銀行持株会社の定義」に係る提案に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

提案の中では、外国銀行における「重要な銀行持株会社（significant bank holding companies）」の定義について言及している。我々は、①外国銀行に対しては、外国銀行の連結総資産ベースでの判断に代えて、米国拠点における連結総資産が一定水準以上の場合に適用すること、②外国銀行に対して適用する場合には、グループの資本構成上、最上位レベルの銀行持株会社だけを対象とすること、また、③外国銀行が銀行持株会社のステータスを有するか否かによらず公平な扱いとなるよう求めたい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが米国当局におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### 1.外国銀行に対する連結総資産の判断基準は米国拠点における総資産をベースとすべき

提案では、外国銀行における「重要な銀行持株会社（significant bank holding companies）」の対象について、直近年度末の連結総資産500億ドル以上である銀行としている。

しかし、米国ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（ドッド・フランク法）は、米国における金融安定の促進等を主な目的とするものであり、米国内に広く事業を展開していない外国銀行を「重要な銀行持株会社」として規制の対象とする必要性は低いと考えられる。規制を課すことのコスト・便益の観点から、外国銀行の連結総資産ベースでの判断に代えて、米国拠点における連結総資産が一定水準以上の場合に適用対象とする、といった制度設計にしていきたい。

## 2. 外国銀行グループの持株会社への適用は最上位の銀行持株会社にすべき

提案では、外国銀行における「重要な銀行持株会社」に該当するものは、「FRY-7Q」（外国銀行の資本・資産に係る報告）を提出し、当該報告において500億ドル以上の連結総資産を有する銀行持株会社等であると定義されている。当該定義にもとづく、グループの資本構成上、最上位（Top Tier）に位置しているわけではないものの、「FRY-7Q」を提出している銀行持株会社は「重要な銀行持株会社」に該当する可能性がある一方で、最上位（Top Tier）ではないために、「FRY-7Q」を提出していない中間持株会社（Lower Tier BHC）等は、「重要な銀行持株会社」に該当しないことが想定される。

一方で、ドッド・フランク法のセクション 113 では、FRB の監督に服し健全性基準の充足が求められるノンバンク金融会社であるかどうかを判定する際に、「重要な銀行持株会社」との取引等を勘案することを求めている。また、同セクション 165(d)(2)では、500億ドル超の連結総資産を有する銀行持株会社等に対して、「重要な銀行持株会社」に対する信用エクスポージャー（与信）、および「重要な銀行持株会社」からの信用エクスポージャー（債務）に係る報告義務を規定している。

セクション 113 およびセクション 165(d)(2)の趣旨を踏まえれば、「重要な銀行持株会社」との取引について連結ベースで把握すること、およびエクスポージャーについても連結ベースで報告することが求められているのは明確であると考えられる。

したがって、グループの資本構成上、最上位の銀行持株会社に該当しない銀行持株会社については、一律的なかたちで「重要な銀行持株会社」に該当するものではないことを明確化すべきである。最上位の銀行持株会社に該当するエンティティのみを「重要な銀行持株会社」と定義することによって、例えば「重要な銀行持株会社」に対するエクスポージャーの報告を行う際に、報告対象となるエンティティ等の明確化を図ることが可能となる。

## 3. 銀行持株会社と非銀行持株会社の公平性を確保すべき

提案によると、外国銀行が、レギュレーション Y にもとづき銀行持株会社のステータスを有する場合には、グループの資本構成上、最上位に位置する銀行持株会社（「FRY7Q」提出先）の連結総資産を基準として判定され、その連結総資産の額が500億ドル以上であれば「重要な銀行持株会社」に該当することとされている。

一方、外国銀行が銀行持株会社ステータスを有しない場合、「重要なノンバンク」に該当するかどうかの判定が行われることとなるが、かかる場合、最上位（Top Tier）に位置する会社の資産を基準とした判定が行われない可能性も懸念される。すなわち、提案では、外国銀行が銀行持株会社ステータスを保有して

いるか否かにより、重要性の判断基準が異なる懸念がある。

このため、銀行持株会社を有する外国銀行と銀行持株会社を有していない外国銀行が、米国において同じ規模・同じ業務を行っている場合には、公平な扱いが確保されるよう配慮いただきたい。

以 上